

札幌市消防局法令適合情報提供サービス（愛称：消防
“ホッと”インフォメーション）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、消防法令上優良な防火対象物の情報を広く市民や観光客等（以下「市民等」という。）に公表し、防火対象物の関係者の消防法令遵守の意識を高めるとともに、本サービスにより、防火対象物を利用する際の市民等の選択肢の多様性を充実させ、もって火災被害の軽減に資することを目的とする。

（公表の対象となる防火対象物）

第2条 公表の対象となる防火対象物（以下「公表対象物」という。）は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1に掲げる防火対象物で次に掲げるもののうち、消防法令違反が認められないものとする。ただし、公表すべきでない特段の事情がある場合は公表しないものとする。

- (1) (5)項イに掲げる防火対象物（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に掲げるもの及び住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項に基づく届出を行い、住宅宿泊事業を営む住宅を除く。以下同じ。）
- (2) (6)項ロに掲げる防火対象物
- (3) (6)項ハに掲げる防火対象物のうち、利用者を入居又は宿泊させるもの
- (4) (16)項イに掲げる防火対象物（前(1)～(3)の用途に供される部分が存するものに限る。）

（公表の方法及び内容）

第3条 公表の方法は、公表対象物の情報を札幌市の公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載し、定期的にその情報を更新することとする。

2 公表する内容は、公表対象物の名称、住所及び最終査察年月日とする。

（公表の決定）

第4条 消防署長（以下「署長」という。）は、札幌市消防局査察規程（令和2年消防長訓令第10号）第2条第2項第6号に規定する査察（以下「査察」

という。)の結果、消防法令違反が認められない場合には公表を決定するものとし、新たに公表対象物に該当する防火対象物を公表対象物報告書(別記様式)及び公表対象物一覧表(別紙)により、予防部長に報告するものとする。

2 予防部長は、第1項の報告を受けたときは、ホームページに公表するものとする。

(公表の中止)

第5条 署長は、公表対象物について、次のいずれかに該当することとなったときは、ホームページにおける公表の中止を決定するとともに、公表対象物報告書及び公表対象物一覧表により、予防部長に報告する。

(1) 公表対象物において査察の結果、消防法令上適合しないことが明らかになったとき。

(2) 公表対象物において火災が発生したとき(出火原因又は出火時の対応について、当該公表対象物の関係者の責に帰すべき事由がないと認められるものを除く。)

(3) 用途変更等により公表対象物に該当しなくなったとき。

(4) 消防用設備等点検結果報告書における不備事項が改善されない場合等、その他公表することが不相当と認められるとき。

2 予防部長は、第1項の報告を受けたときは、ホームページにおける公表を中止する。

(公表内容の変更)

第6条 署長は、査察の結果、公表中の内容に変更が生じたときは、公表対象物報告書及び公表対象物一覧表により、予防部長に報告するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、公表の実施に関し必要な事項は、予防部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月20日から施行する。

附 則 (平成30年10月31日)

この要綱は、平成30年10月31日から施行する。

附 則 （令和 2 年 3 月 3 1 日）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。